第4次日野市学校教育基本構想(素案)に関するパブリックコメント実施要領

1. 意見募集の案件

第4次日野市学校教育基本構想 (素案)

2. 意見募集の理由

日野市の目指す学校教育の方向性を定め、5年後の望む姿を見据えた取り組みの推進を図るため、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第4次日野市学校教育基本構想」の策定を予定しています。

この度、「第4次日野市学校教育基本構想(素案)」の内容がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見を募集します。

3. 意見募集期間

令和5年12月11日(月曜日)から令和6年1月10日(水曜日)まで ※窓口での受付時間は、「4. 資料の入手方法(2)窓口での閲覧」の表を参照。 ※郵送で意見書を提出する場合は、令和5年3月23日(木曜日)必着。

4. 資料の入手方法

第4次日野市学校教育基本構想 (素案) は、令和5年12月11日(月曜日)より、次の方法で入手することができます。

視覚障害者の方からもご意見をいただけるよう、ホームページには文字データを含む PDFのデータファイルを掲載いたしますので、読み上げソフトをご利用の上、ご確認いただくようお願いいたします。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが、問合せ先にご連絡をお願いします。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

日野市ホームページ: http://www.city.hino.lg.jp/

ページ I D: 1025223

(2)窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。※配布は行っておりません。

- ·教育指導課(日野市役所5階)
- 市内各図書館
- ・市政図書室
- •七生支所
- 豊田駅連絡所

閲覧場所	閲覧できる時間(令和5年12月11日(月曜日)より)
教育指導課(日野市役所5階)	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

	まで
	※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1
	月3日)は閉庁
中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで
高幡図書館	土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで
日野図書館	※月曜日(祝日を除く)、年末年始(12月29日から1
多摩平図書館	月3日)は休館
平山図書館	
百草図書館	
市政図書室	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時15分
七生支所	まで
豊田駅連絡所	※日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
	は閉庁

5. 意見の提出時の記載事項

- (1) ご意見のほか、氏名(団体名)、住所を記入してください。
- (2)日野市に在勤・在学の方は、その名称及び所在地も記入してください。
- (3)上記の(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※上記の事項は、「日野市パブリックコメント手続実施要綱(令和元年11月5日制定)」 に 基づき、意見書に記載を要する事項となります。上記の記載事項がない意見書は、参考 意見とさせていただきます。

6. 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。

なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

(1)持参する方法

- ① 意見書の様式に従い、A 4 サイズの用紙に意見を記載し、直接提出先に持参してください。
 - ② 提出先:日野市役所5階 教育指導課
- (2)郵送による方法
- ① 意見書の様式に従い、A 4 サイズの用紙に意見を記載し、封書で送付してください。 なお、封書には、朱書きで「第 4 次日野市学校教育基本構想(素案)に関する意見」と記載してください。
- ② 郵送先: 〒191-8686 日野市神明1丁目12番地の1

日野市役所 教育部 教育指導課

- (3)ファクスによる方法
- ① 意見書の様式に従い、A 4 サイズの用紙に意見を記載し、送信してください。
- ② 送信先:042-583-9684 教育部教育指導課
- (4)電子メールによる方法
- ① 意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。URLへの直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は、「第4次日野市学校教育基本構想 (素案)に関する意見」としてください。氏名(団体名)、住所は必ず本文中に記載してください。
- ② 送信先 (電子メールアドレス): sidou@city.hino.lg.jp

7. 注意事項

- (1)意見は、日本語で記載してください。
- (2)提出いただいた意見は、氏名(団体名)、住所を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (3)意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるもの
- ② 特定の団体・個人等の財産又はプライバシーを侵害するもの
- ③ 特定の団体・個人等の著作権を侵害するもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (4)提出いただきました意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。 個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。